第35回防衛問題セミナー議事録

1 日 時:平成29年3月2日(木)1800~1953

2 場 所:札幌市教育文化会館小ホール

3 講師及び講演テーマ

講演1:国連PKOの概要

内閣府国際平和協力本部事務局次長 石川 武

講演2:南スーダンにおける派遣施設隊の活動

陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊長 中力 修

4 議事録

【主催者挨拶】

(北海道防衛局長 吉田 廣太郎)

皆様、こんばんは。北海道防衛局長の吉田でございます。本日はお忙しい中、多くの皆様にご来場いただき、心からお礼申し上げます。防衛問題セミナーの開催にあたり、主催者として一言ご挨拶をさせて頂きます。

私ども北海道防衛局は、防衛省の地方支分部局として、ちょうど10年前の平成19年9月に設立されて以来、自衛隊や米軍の訓練・活動、計画等の防衛政策について地元の住民の方々に広くご理解を頂くための広報活動等を行っております。この防衛問題セミナーは、このような広報活動の一環として行っているものであり、毎回、時宜を得た話題を取り上げ、その道の専門家等にお話を頂き、多様な防衛問題に関し国民の皆様のご理解を深めて頂くことを目的に開催しているものです。今回で通算35回目となりますが、ここ札幌市においては、昨年度に引き続き7回目の開催になります。

今回のテーマは、「南スーダンにおける国際平和協力活動」と題して開催いたします。我が国は、これまで20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、南スーダン等、様々な地域において、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいるところです。とりわけ、現在、継続中の国連南スーダン共和国ミッションにおいては、平成23年11月から司令部要員を、平成24年1月から陸上自衛隊の施設部隊を派遣しており、これまで延べ約3,500名の隊員が従事してきました。特に、ここ北海道の北部方面隊隷下の陸上自衛隊は、全国の各方面隊の中で最多の4回、延べ約1,100名の派遣が行われており、これは、全派遣人数の約1/3を占めております。現在は青森の第9師団を基幹とする施設部隊約350名が、その任にあたっております。

本日はこの南スーダンでのPKO活動を中心に、このテーマにふさわしいお二人の講師をお招きしました。お一人目は、防衛省において国際政策課長や防衛政策課長を歴任し、現在は内閣府国際平和協力本部事務局次長としてPKO活動に携わっておられる石川武様です。石川次長には、国連PKOの活動状況の概要についてお話しいた

だきます。そして、もうお一人は、南スーダン派遣施設隊第10次要員の隊長として ご活躍されました、千歳の第7師団第11普通科連隊長の中力1等陸佐です。中力1 佐には現地における派遣施設隊の活動状況についてお話しいただきます。ご来場の皆 様におかれましては、お二人のお話を通じ、わが国における国際平和協力活動につい て、さらには防衛省・自衛隊による南スーダン国際平和協力活動についてご理解を深 めていただく一助となれば幸いに存じます。

最後になりますが、本日の防衛問題セミナーの開催に当たり、ご後援を賜りました、 札幌市自衛隊協力会等全ての関係者の皆様に感謝を申し上げ、私からのご挨拶とさせ ていただきます。本日はよろしくお願いします。

【講演1】

(内閣府国際平和協力本部事務局 石川 武 次長)

ただいまご紹介にあずかりました内閣府のPKO事務局で次長をしております石川でございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。先程、東京から飛行機でこちらへ参りまして、多くの皆様方の前で講演させていただくこととなり、誠に光栄です。来た甲斐があったと思っております。本日のテーマは第1部ということで、南スーダンの現状は第2部の中力隊長からお話いただいて、私のほうからは国連PKO全体の概要と言いますか、まずは大きくマクロ的に鳥瞰するとどうなっているのか、世界のPKOの概要、その中で日本がどういう努力をしてきたかを少し振り返らせていただいて、45分程話させていただきます。

最初に、国連PKOとは何かということでお話させていただきます。ここに来られ ている方は既にかなりの知識をお持ちだと思いますので、改めてPKOということで もないかもしれませんが、一応知らない方もいらっしゃるかもしれないので説明させ ていただきます。PKOとは 「Peacekeeping Operations」の略で、日本語に訳せば 国連平和維持活動ということでございます。国連PKO、当然これは国連の活動でご ざいますので、国連憲章に位置付けられているのではないかと考えておられる方も多 いと思いますが、実は国連の最も長い軍事的な活動であるにも関わらず、国連憲章に 規定はありません。では、なぜこういうものが始まっているのかと言いますと、冷戦 という第2次大戦後特有の歴史的事情から発しております。スライドに書いてありま すように、国連憲章には第6章と第7章がありまして、勿論、第1章からありますが、 特に国際紛争を解決する手段というのを第6章と第7章に定めております。第6章に は紛争の平和的解決ということで、調査をしたり調停をしたり交渉したり司法的解決、 国際司法裁判所とかがありますから、裁判で判決が出て解決するというようなことを 定めております。他方、第7章は学問的には国連の集団安全保障と言いまして、世界 の歴史で初めて出来た仕組みであります。平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行 為に対する非軍事・軍事的措置ということで、経済制裁を行ったり、或いは軍事的措 置として、究極的なところでは国連軍を編成して強制的に侵略を排除するという強制 措置を第7章で定めております。国連憲章は、1945年に調印され、終戦直後は特 に国連軍なんかを作ってこれからは侵略を排除していくというコンセプトの基に出来 ていたわけであります。しかしながら実際には米ソがずっと対立をしまして、なかな

か安保理事会で経済制裁や軍事的な国連軍の編成が出来ないという状況が続きまし た。そういう間にも第1次中東戦争ですとか、インド、パキスタンの紛争ですとか、 そういうものがどんどん起こっているにも関わらず、この第7章が機能しません。他 方で第6章は当然平和的解決ですから色々な調停や交渉を国連はやっておりました が、なかなか実効的な解決策に至らないことが続くわけです。そこで国連としては、 安保理が第7章の措置で合意できない中で、事務総長が第6章半の措置と呼んだPK Oという実態の措置を考え出しました。それは、例えばイスラエルとアラブ側が戦争 をする、或いはインドとパキスタンが紛争をすると一旦休戦、停戦状態になります。 しかしながらそのままですといつまた再開するかわかりませんので、国連が加盟国か ら兵力を募って停戦監視のために派遣をします。それから兵力の引き離し、つまり兵 力がお互いに近付くと再び何らかの紛争が起きる可能性がありますので、兵力を引き 離すために部隊を展開させるということで、これは国連憲章には何も規定はないです が、第6章と第7章の間の措置ということで第6章半の活動として、このPKOが始 まっております。PKO3原則というのがありまして、これはあとでご説明しますが、 日本にもPKO5原則というものがあります。国連の場合は基本3原則、これは歴史 的には少し複雑な経緯もありますが、主要な紛争当事者の受入れ同意、それから不偏 性、この不偏性というのは日本でいうところの中立性と良く似た概念であります。活 動の実施にあたっては相手を差別しないこと。例えば部族が違ったとしても、人道支 援をするにしても同じように差別をせず支援を公平にしなければいけないというのが 不偏性の原則です。それから、自衛及び任務防衛以外の実力の不行使ということで、 むやみやたらに実力行使をしません。基本的に自衛及び任務防衛といった最小限の実 力行使に限ります。こういった基本3原則でPKOが成り立ってきているということ であります。

次に、今の国連 P K O の展開状況です。実は歴史的にはこれまでに全部で 7 1 個の PKOミッションというのが国連の主導で設立されております。当然、既に終わって しまったものもあります。このスライドに出ておりますのは、今でも続いているミッ ションで16個あります。兵員としては、軍事要員が全世界で約8万6千人おります。 軍事要員以外の警察要員、文民要員、これは色々な行政アドバイザー等も含まれてお りまして、こういった人達を合わせて約3万人おります。全て合わせますと合計で約 11万7千人の人員が全世界の国連PKOで展開しております。主としてどういうと ころに展開しているかと言いますと、この地図を見ていただければわかりますが、や はり中東が多いです。歴史的にも多いですし、今でも中東にいくつか展開しています。 それから先程言いましたインド・パキスタンにも軍事監視団というのがおります。ま たヨーロッパにもコソボが独立した時の暫定行政ミッションがありまして、これは ヨーロッパで唯一のミッションです。あとは、アフリカです。アフリカは不安定な国 が未だに多く、特に冷戦が終わってからアフリカ内部で紛争が起こったりと不安定化 する国も引き続き多いため、やはりアフリカにミッションが多い状況です。あとは中 南米のハイチといったところです。全体を見ていただくと気付くところがあるかと思 いますが、中東ですとかアジアのミッションというのは、今でも続いているミッショ ンではありますが、古くから始まっているものが多いです。1940年代、60年代、

70年代のもの、これらは非常に古くから行っているミッションです。このUNTS 〇(国連休戦監視機構)というのはイスラエルにありますが、70年近く続いている PKOとなります。あとで説明しますが、そういうものは伝統的なPKOということ で、停戦監視が主任務となり、要員数が非常に少ないです。レバノンは多いですが、 それ以外は大体数百人から数千人というものが多いです。他方、アフリカのミッショ ンを見ていただくとわかりますが、最近始まったものが結構多いです。かつ要員数も 非常に多いです。16のミッションのうち9つがアフリカですが、いずれも我々が派 遣しているUNMISS、南スーダンミッションを含め1万人を超えています。 コン ゴミッションというのが現在最大で、今全部で2万2千人くらいとなっており、これ は世界最大のPKOミッションです。2番目がダルフールの国連とアフリカ連合の合 同ミッションで、これも合計すると2万人を超えております。ダルフールというのは、 我々が行っている南スーダンと昔対立していた北スーダンのダルフール地方の紛争を 予防するためのミッションです。それから3番目が、実はこの南スーダンのミッショ ンUNMISSです。これが全部で1万5千人くらいです。あと4位、5位はマリ、 中央アフリカのミッションで、いずれも1万から1万5千人で、アフリカのミッショ ンは非常に大きいものばかりです。これらは、新しいミッションということでもあり ますし、ある特徴がありますので、それを次のスライド以降でご説明させていただき

先程のスライドは世界地図上に展開状況を落としていましたが、このスライドは年 代別に並べております。先程、今まで設立されたPKOというのは71個あると申し ましたが、その主なものを11個選びまして、年代別に記述しています。1つ目は先 程もお話ししたとおりイスラエルです。イスラエルとアラブの紛争のとき、1948 年に出来た国連休戦監視機構というのが最初のものです。これは69年間続いており、 伝統的な PKOです。それから 2 つ目にインド・パキスタン。これは第1次印パ紛争 のあとに出来ています。カシミール地方に展開してパキスタン軍の兵力引き離しを 行っています。これも伝統的なPKOです。3つ目、これはUNDOFです。イスラ エルとシリアの間に展開し、1974年から第4次中東戦争、オイルショックの頃に 出来まして、ゴラン高原に日本も一時期派遣しておりました。シリアとイスラエルの 間のゴラン高原、これはシリアの領域だったのをイスラエルが占領しまして、そこの 兵力を引き離すための監視隊です。これが74年に出来て今でも続いております。こ れもかなり有名なメジャーなミッションであります。それから4つ目が国連レバノン 暫定隊、これはUNIFILといいます。78年にイスラエルによるレバノン侵攻に 対応して出来たミッションです。これは1万人を超えていますが、兵力引き離しの監 視が主任務で、伝統的なPKOの部類に入ります。この4つのミッションは、冷戦時 代に設立されたPKOです。冷戦時代のPKOというのは、冷戦はご承知のとおり、 アメリカとソ連を中心に東西両陣営に分かれた対立ですが、このおかげで地域紛争が ある程度抑止されていました。また、現在アフリカで多発している内戦的な国内不安 のようなものも当時は抑えられていました。インドとかパキスタンの紛争ですとか、 或いはイスラエルとアラブの紛争とかある種固定した紛争に対する対応はありました が、国と国との争いでしたので、そこは休戦協定が結ばれて兵力の引き離しが行われ

ていれば、あとはそれを監視すれば良いというミッションでした。ですから人数も比 較的少ないということであります。しかしながら、冷戦がようやく90年に入って終 わり、92年以降、PKOのミッションに変化が見られます。最初の代表的なものが カンボジア暫定統治機構UNTACで、これは日本がPKO法を作って初めて参加し た歴史的な事例です。これはカンボジアの紛争が停戦して国連PKOが展開された事 例ですが、暫定統治機構ということで、それまでとはちょっと性格が違います。停戦 監視をするだけの伝統的なミッションとは違いまして、カンボジアを国として育てて いこうというミッションでした。兵力引き離しや停戦監視は勿論のこと、行政機能、 被災民支援、教育、選挙とか色々な機能を兼ね備えていたミッションで、複合型PK Oと呼んでいます。このタイプのPKOが92年以降次々と設立されて、規模も大き くなります。モザンビークも同様に紛争が終わり国づくり中心の複合型となります。 あと第二次国連ソマリア活動というのが93年、これがいわゆるブラックホークダウ ンという映画でも有名なソマリアPKOです。これは当時の野心的な国連事務総長ブ トロス・ガリさんが提唱し、平和が必ずしも成り立っていない中で武力行使をしなが ら相手を平定していきますという、平和執行型といわれる初めて出来た異質なPKO です。若干実験的なPKOでもありました。しかしながらこれは、結局ソマリアの平 和は保てず、活動は上手くいかずに国連は撤収してしまいます。その後99年、国連 東ティモール暫定行政機構UNTAET、これもご承知のとおり自衛隊が参加してい ます。これは典型的な複合型のPKOで国づくりを中核任務としています。あとはハ イチ、このPKOも複合型で、自衛隊が参加しました。それから南スーダン、これも 複合型で、あとで説明しますが統合型というものでもあります。あとコンゴのミッショ ンは強化型ということで、ソマリアPKOに近い側面もありますが、コンゴ国内の不 安定な情勢に対応するために強化されたものです。これが歴史的な変遷です。

次に、今ご説明したことを表に整理しますと、大きく4つに歴代のPKOを分類出 来ます。繰り返しになりますが、元々冷戦期は伝統型のPKO、停戦監視だけが任務 でした。対立している当事者は国しかいない、国もしっかりしているので一旦停戦合 意を結べば、PKOはそれを見張っているだけで良いというミッションでした。それ から、冷戦が終わると色んなタイプのPKOが出てきます。複合型/多機能型、それ からソマリアで行われた平和執行型、最近一番多いのが、アフリカで行っている、南 スーダンもそうですが、複合型/多機能型です。カンボジアのUNTACは、停戦監 視以外に平和構築、中身は武装解除ですとか難民・避難民の帰還、地雷の除去、選挙 支援、人権保護こういった多様な多くの任務を含んでいるので非常に規模も大きいで すし、文民の数も多く、文民中心の平和構築活動をミッションの枠組みに入れた初め てのPKOです。ソマリアにつきましては、先程少しお話ししたとおり、当時のガリ 事務総長が提唱した平和構築に加えて平和執行、武力によって各派を抑えようとした、 非常に強制的なPKOの代表ですが、上手くいきませんでした。それを踏まえて国連 がキャップストーン・ドクトリン(原則と指針)という今に至るまでPKOの基本と なっている原則を作りました。その中身は主要な紛争当事者の同意、やはり受入れ国 の同意が無ければいけません。それから不偏性、公平性とか中立性ということです。 そして実力行使の最小限ということで自衛及び任務防衛に限るという基本原則がこの

辺りで出来てきたということです。そして今の複合型/多機能型PKOは、まさに南スーダンが典型的なこのタイプとなります。国づくり支援、人道支援や開発支援をPKOミッション自身も行っていましたし、他の国際機関、例えば国連開発機関ですとかユニセフ、或いは難民高等弁務官事務所といった色々な国連の他機関とも連携をする機能も持っています。これを統合ミッションと呼んでいますが、より進んだ形でこういうものが出てきているところでございます。

次のスライドでは、繰り返しになりますが、伝統的PKOから複合型PKO(多機 能型)、更に統合型へということであります。より多くの専門性が必要となってくる ため、政務、行政支援、人権、文民保護、被災民支援、施設、航空等と色々なことを 任務としているのが最近のPKOの実態です。PKOミッションを中核とした国際機 関(UNICEF、UNHCR、UNDP等)や或いはNGO、現地政府等の連携が 非常に重要となってきております。アフリカの国というのは受入れ国政府、すなわち 現地政府自体が弱く、一応、政府と名ばかりのものはありますが、統治機能が弱く、 また人権を守る、自国民を守る機能も弱いことがあり、やはり国連のPKOミッショ ンが代わってサポートしないといけない場合があります。それからPKOミッション は元々軍事的な停戦監視が任務の中心でしたが、それ以外の任務は必ずしも専門では ないため、それを専門とするようなUNICEFですとか、難民高等弁務官事務所、 或いはUNDP、そういった国連機関ときっちり連携しながら総合的に実施していく ミッションになっております。ですからPKOミッションの長は軍人ではなく、国連 事務総長特別代表と言いますが、文民です。文民のミッション長が率いています。そ の下の文民部門には色々な行政アドバイザーがいます。政務部門は選挙の支援を行っ たりしています。それから軍事部門については、軍事司令官もこの下にいて、この外 側に先程の様々な国連機関がおります。また国連事務総長特別代表の下に副代表とい うのがおりまして、この副代表がレジデントコーディネーターと言っておりますが、 各国際機関との調整官を務めており、この調整官を中心に各機関と連携しているのが 今の典型的な統合型ミッションでございます。

次に国連PKOの規模ということで、予算と人員で示してみました。今、昨年末の段階でPKOに文民、それから警察官、軍事要員含めて全部で11万7千人が全世界に展開しております。歴史的には増減しておりますが、トレンドとしては大幅に増えております。例えば2004年1月の要員は4万8千人でしたので、そこから比べても要員は3倍弱に増えております。それからPKO予算です。これは国連本部の通常予算、つまり普通の行政経費が2016年で25億ドルであります。PKO予算というのは別枠予算になっておりまして、別途策定されて、かつそれぞれの国も通常予算とはまた違う分担率で分担されています。通常予算が2016年で25億ドルですが、PKO予算は78億ドルということで3倍以上に達しています。PKOという活動は、国連憲章には位置付けられておりませんが、今や国連の活動の極めて中核的なものになっているのがわかると思います。この予算も2003年から2004年までは28億ドルだったわけですから、やはり要員と同じでこの十数年間で3倍近くに増えております。ちなみに日本はその10%前後を負担しております。

このスライドは国連ミッションへの要員の派遣状況でありまして、どういう国が要

員を出しているか表示しています。今日本は274人とありますが、実際に南スーダンにしか行っていません。国連が経費を支出している要員、それが274人です。この人数で比べると日本は54位となっております。トップはエチオピアで8千人派遣しています。それに続くのがインド、パキスタン、バングラデシュという南インド3国です。あとはルワンダとか、やはりアフリカでPKOが多いのでアフリカの国が5千人以上の上位を占めています。それからアジアで言いますと中国は2千6百人です。人口が多いですから、そのぐらい出しても当然なのかもしれませんが、12位になっております。それから韓国は627人で、日本よりもかなり多いですが38位です。ちなみにG7サミットの国の中で比較してもイタリアが1位で1千人。フランスが次で870人、ドイツが400人、イギリスが345人。イギリスは南スーダンにこれから増派しますので、もっと増えていきます。その上位4か国に次いで日本は5位、G7の中では5位となっています。カナダ、アメリカが日本より下となっております。要員の派遣はこのような状況となっております。

次に日本の国連PKOへの参加ということで、日本は1992年のPKO法成立以降参加しております。これまでに27回、延べ1万2千人以上を国連PKO活動等に派遣しております。PKO活動等の等というのは、PKO以外の選挙監視ですとか人道支援も行っておりますので等となっております。いずれにしてもPKO法に基づいて派遣したのは27回ということになります。ちなみに92年にPKO法成立以来、今年が2017年ですので、ちょうど25周年になりました。ですから日本はようやくPKOを派遣し始めて四半世紀が経ったということであります。しかしながら先程も言いましたように国連自身がPKOを出してきた歴史というのは70年近くありますので、まだまだ国連PKOの歴史の中で日本というのはまだ若いと言うか、まだまだ経験不足というところです。近年、多機能・複合型PKOの中で、様々なPKOが行われておりまして、日本の自衛隊の得意分野を生かした活動が求められていますし、これまでもやってきたところです。施設活動それから輸送活動、これが日本の貢献の中核となっております。

このスライドは、これまで国際平和協力法に基づいて今まで派遣した実績です。先程も言いましたようにPKOだけではなく、選挙監視とか人道支援とかも入っておりますが、随分色んな所に行っているというのがわかると思います。今は、南スーダン1箇所しか出ておりませんが、実は25年間、過去色々と派遣しておりました。勿論このミッションの中には長いものもありますし、例えばゴラン高原は17年もやっておりますし、短いものですと1週間くらいで終わる空輸だけのものもありました。いずれにしても地域だけで考えますと日本も25年間色々な所に貢献してきたことがわかると思います。是非ともこういう流れを絶やしてはいけないと思っております。

このスライドはわが国の国際平和協力業務の実績になります。PKOだけで、アンゴラ、カンボジア、モザンビーク、エルサルバドル、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、スーダン、ハイチ、南スーダンになります。この中には自衛官が派遣されていないものも入っております。例えばアンゴラ、エルサルバドルの選挙監視要員は、民間の方、選挙のプロである地方自治体職員の方々がPKO本部に併任され行っております。しかしながら、それ以外のほとんどは自衛官が行っておりまして、自衛隊の

参加というのは日本のPKO活動の中核的な部分です。ちなみにここには部隊派遣ではなくて個人派遣も入っています。停戦監視要員とか司令部要員、連絡調整要員或いは軍事監視要員、こういった人達は個人派遣ということで2人とか3人とかで、それぞれ選りすぐりの方を派遣しております。それからカンボジアで施設部隊と書いてあるのは自衛隊の部隊を派遣しております。モザンビークの輸送調整部隊、ゴラン高原の派遣輸送隊、東ティモールの施設部隊、ハイチの施設部隊、南スーダンの施設部隊ということで自衛隊の部隊派遣はやはり、施設と輸送が中核であることがこの表からもよくわかると思います。

次はPKO以外の選挙活動、人道支援です。人道支援は結構やっておりまして、全部自衛隊になりますが、航空自衛隊のC130とかで被災民救援用の物資を運んだりしております。ルワンダ難民救援隊だけはちょっと別で、実際、陸上自衛隊が当時のザイールに行って4ヶ月ほどオペレーションを行いました。

次に政府内の国際平和協力業務の実施体制です。PKOというのは防衛省と外務省がメインとなります。1992年に法律が発足したときの経緯で3党合意というものがあります。各省庁が協力して政府一体でやるということになっております。したがいまして内閣府の中にPKO本部というものをまず作りまして、本部長は内閣総理大臣になります。副本部長が官房長官で、その下で外務、防衛を始めとする国務大臣が本部員となり、合計9大臣で本部を構成しております。しかしながらそれは大臣の会議体ですので、その下に実際に事務局員がいないと動きませんので、本部の下に事務局があります。40人くらいの事務方が働いております。本部の事務を処理するということで、私はここの次長をやっております。これが内閣一体としてPKOを推進する体制であります。

これは国際平和協力業務の仕組みです。実際派遣するということになると法律に基づいて実施計画を作ります。それから関係の政令も作ります。それを閣議で決定し、国会に報告するという仕組みになっています。これまでやってきたような後方支援や被災民救援というのは閣議決定と国会報告で終わりになりますが、例えば兵力引き離しとか停戦監視、治安維持、安全確保などの歩兵部隊がやるような業務については国会承認になります。しかしながら我々は今まで歩兵部隊を派遣したことがありませんので、国会承認の前例というのはありませんが、法律上はそういう仕組みになっております。そして国際平和協力隊を設置して、自衛隊が参加することになります。それで業務が終わりますと、業務の終了について内閣として決めまして、最終的には実施計画を終了するという閣議決定をして、その結果を国会で報告します。このような形できちんと政府と国会が自衛隊の派遣に責任を持つような体制が出来ております。

これは国連PKO参加5原則です。最近よく国会でも議論されておりますので皆さんご存知だと思いますが、改めて説明をします。先程、国連自身がPKO3原則というものを持っているとお話しさせていただきましたが、日本自身も国連の3原則に加重して5原則というものを持っております。これは元々1992年の法律を作った時に与党を含めた3党合意によって決まったことで、法律の中にきちんと書き込まれております。したがいまして当然法的拘束力を持つ原則であります。1つ目が紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。2つ目がPKOの活動地域の属する国及び

紛争当事者が当該PKO及び当該PKOへの我が国の参加、すなわち国連PKOをや ることと我が国が参加すること、この2つについてきちんと同意をしていること。3 つ目が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。先程述べた 国連の3原則における不偏性とか公平性も、この原則の中で読めます。それから4つ 目はこの3つの原則が満たされない状態が生じた場合には撤収しますということ。5 つ目は武器の使用について、要員の生命等防護のために必要な最小限のものに限られ るということ。ただし、「同意が安定的に維持される場合には任務遂行型の武器使用 が可能」という文言がその後に付いております。これは一昨年の平和安全法制のとき に追加された部分で、基本的には自己保存のための武器使用なのですが駆けつけ警護 をやる場合には、一定の条件の下で若干それを超えることが許されております。任務 遂行型の武器使用を行うような任務付与が必要な場合には、この2つ目の受入れ同意 が安定的に維持されることが条件として付け加わっております。受入れ国及び紛争当 事者の受入れ同意が活動期間を通じて安定的に維持されれば、その間そういった当事 者が敵対することがないと考えられますので、仮に何らかの形で武器を使用したとし ても憲法には違反しないと整理したところです。これらが5原則ですけども、それに プラスして去年11月の実施計画の中で新しい原則として盛り込まれたものが一つあ ります。それは、たとえ5原則が成り立っていても、安全を確保しつつ有意義な活動 が困難と認められる場合には、NSCで審議をしたうえで自衛隊の部隊等を撤収させ るということです。なので5原則等と言っているのですが、それも一つの撤収の要件 になりました。実際、5原則が成り立っていても、つまり、憲法上問題が無かったと しても、安全を確保しながら有意義な活動が出来ないことがあります。例えばゴラン 高原なんかが典型的でありますが、シリアの情勢が悪化して、シリアとイスラエルの 間の停戦合意は崩れてないのに、実際にUNDOFで活動している部隊の一部に、こ れは日本隊ではありませんが、銃弾が撃ち込まれたりだとか、或いはシリア軍による 立入禁止区域への侵入が行われたりということがありました。それで実際に自衛隊が 行っていた輸送活動が難しくなりました。このように安全を確保しながら有意義な活 動ができなくなりましたので、当時は安保会議でしたが、会議を開いて自衛隊の部隊 等を撤収させたという事例もございます。これについて、改めて11月の実施計画に 盛り込んだということです。

以上が私の説明でございます。具体的な南スーダンの現地活動については、中力隊長のほうからご説明があると思います。私のほうから強調したかったのは、要するに国連のPKOは非常に重要な意義があって長い歴史を持って行われてきております。PKOが危険なのか危険じゃないのかと言えば、それは危険だと思います。危険だからこそ、軍事要員が出て行ったり、或いは自衛隊が出て行ったりしているわけです。危険でなければ、ODAとかで民間会社の方が復興支援すれば良いわけです。当然それは武力紛争の停戦合意があったり終戦となっていたりしてますが、まだまだ危険が残っているからこそ、再発の危険があるからこそ、国連が出て兵力の引き離しを行ったり、国の復興を支援したりしているわけです。ですから日本においても色々な議論が去年の秋から活発に行われているところですが、一つその原点を忘れないでいただきたいと思います。世界の平和の中で日本が生きているわけでありまして、日本一国

で平和な状態が維持できるわけではありませんので、そういう中で大きな世界の平和を維持するためには日本は何が出来るのか、人的貢献として何が出来るのかという観点を引き続き考えていかなければならないということを申し上げたかったわけです。歴史的にはこうなっておりますし、今世界でPKOはこういう形で発展しておりまして、縮小する状況ではありません。そういう中で日本として何ができるかということを皆様にも今後とも考えていっていただければと思いまして、お話をさせていただきました。私からは以上です。

【講演2】

(陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊長 中力 修 1等陸佐)

皆さん、こんばんは。10次要員の隊長でありました中力でございます。本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。これから派遣施設隊の活動状況等についてお話をさせていただきます。主として隊員が現地で実際にどのような活動をしたか、またどのような生活を送っていたかを焦点に話をさせていただきます。ちなみにこの写真、これは重機のオペレーターで女性の隊員です。実は今までもPKOには陸上自衛隊から女性の隊員が参加しておりました。ただこのように外でオペレーターとして作業する隊員はこの10次要員が初めてです。

本日の説明項目につきましては、スライドのとおりです。まず南スーダンの概要か ら説明します。南スーダンは日本の西方約11,360㎞の東アフリカに位置してお りまして、首都については先程ご説明がありましたがジュバであります。日本との時 差は約マイナス6時間です。日本からは、航空機により南スーダンに行く方法があり ますが直行便はなく、タイやケニアを経由するほか、インド、ウガンダ等を経由して 入国する状況です。続きまして南スーダンですが、その地理的特性として大きくここ で申し上げたいのが、民族についてです。デインカ族、シルク族、ヌエル族といった 64の部族から成り立っています。あとは宗教的にはキリスト教、伝統宗教、イスラ ム教も一部ございます。一番多い部族は、デインカ族という部族です。色々と報道で 反主流派などと出てきておりますのがヌエル族を主体とした部族です。アフリカの国 々を見るときは、どこもこの部族関係をしっかり押さえておくことが、非常にポイン トになってきます。政府要人については、デインカ族のキール大統領のように、基本 的にデインカ族がひときわ多い状況です。例えばこのキール大統領のほかイッガ副大 統領もデインカ族です。ただ、デインカ族でもキール大統領は主要な地域の出身であっ て、イッガ副大統領はあんまり主要でない地域の出身となります。要はデインカ族内 であっても地域によって格差があり、非常に複雑だということです。また主要な産業 につきましては、原油、農業、林業等々となっております。特に原油については、2 011年に南スーダンが独立しまして、歳入の98%が原油に頼っていましたが、我 々が活動している間は油田がある北の方の地域が色々と情勢が悪化し、採掘が止まっ ていたと伺っております。続きまして南スーダンの気候です。サバナ気候で、年中高 温、雨季と乾季に分かれております。またジュバの平均気温というのが約27℃であ り、また年間の降水量については970㎜です。我々が丁度活動している期間は、雨 季でしたが、最高気温は50℃を超える日も多々ありました。実際私は昨年の12月

に帰ってきて、北海道と言いますか新千歳空港に降りて、雪を見た瞬間、非常に複雑な心境になりました。

次に派遣施設隊の活動地域です。現在の活動地域は、ジュバ及びその周辺を活動地域としています。今後この活動地域についても、現地の状況を確認しながら国連の要請に基づき実施していく予定です。10次要員は、実際、派遣期間中はUN(国連)施設を主体に活動していました。7月の衝突事案で情勢が悪化してからUN施設内でばかり活動していたという訳ではなく、そもそもUNMISSの方からのタスクがUN施設内での活動が主体であったということだけです。必ずしも情勢が悪いから外で活動していなかったといったことではございません。

次にジュバ市内の景況です。左上の写真、これはジュバの写真ですが、白ナイルと 言われている地中海に注ぐ川があり、これはウガンダの南にありますヴィクトリア湖 から流れてきております。ちなみにジュバが首都になったのは、たまたまナイル川が エジプトから地中海に抜けており、大型の船がジュバまでしか行かないため、ジュバ に人が集まり首都になったと伺ってます。こちらの写真は民家ですが、バリ族という 部族の昔ながらの土壁で出来た家です。ジュバには、こういった昔ながらの民家から 現代的な家まであり、貧富の差が大きいというところがあります。あと商店街が市内 に数カ所ありますが、7月の情勢悪化の時は、確かに物が少なかった状況です。ただ、 我々が帰国する際は、経済状況が悪化していたとはいえ、物は非常に豊富でした。若 干値段は高いですが、非常に物はあふれておりました。一方ガソリンスタンドは、こ ちらは石油と言いますか原油の採掘が止まっているということでガソリンの値段は高 騰しておりました。南スーダンにおける電気は発電機から電源を取っています。そう いった中で経済状況を知るには、食物の値段とか、1ドルがどれだけ南スーダンのお 金に換算されるとか、そういったところで知るのではなく、直接住民に影響するガソ リンの値段から知ることができます。ですから、我々はそういったところを注視しな がら常に活動をしていたという状況です。

南スーダンの道路状況です。地方では、やはり舗装道路がなく、砂利もなく雨が降ると道路が荒れて、車両の通行を妨げるような状況となります。一方、ジュバ市内の一部では舗装道路もある状況です。我々10次要員は、ジュバ市内と主要補給幹線道路の補修を担当しておりました。本来であれば全部アスファルト道路に補修したかったのですが、国連の予算がないため何回も土を盛るだけの補修となってしまいました。結局、雨季になりますと、こうやって荒れてしまうため、補修を繰り返す状況です。

続いては南スーダンの歴史です。まず、世界で最も新しい独立国ということで南スーダン独立までの経緯について概要を説明します。1899年にエジプトとイギリスの共同統治が開始され、以後南北間で39年間、2度の内戦を経て、2011年7月に南スーダン共和国として独立しました。南スーダン共和国の独立記念日は7月9日ですが、この日は我々10次要員として忘れられない日になっています。7月9日は、7月の情勢が悪化した時で、この時がちょうど独立記念日でした。2005年に内戦の南北間の包括和平合意が締結されまして、これを受け国連南スーダンのミッションが開始されました。南スーダンの独立は7月で、そこから南スーダン共和国の国連ミッション、いわゆるUNMISSが開始されたという状況です。実際二度の内戦が起こっ

ておりますが、その間の約40年間、特に二次内戦というのは実はあまり知られておりませんが、アフリカ最長の紛争と言われておりまして、約250万人の犠牲者が出ており、第二次世界大戦以降では一番多い犠牲者が出ている国であります。

続いて南スーダンの情勢です。こちらはまず、平成25年12月にジュバ市内において当時大統領府側と副大統領側で武力衝突が発生を致しました。それがその後、国内各地に拡大したという状況です。昨年の7月、ジュバ市内で再び政府側と反主流派側の間で衝突が発生しまして、治安情勢が一時悪化しました。現在ジュバは比較的落ち着いておりますが、国際社会では非常に注視している状況です。平成25年に1度衝突が起きた後、ちょうど昨年の4月にここでしっかりとした合意に基づき暫定政府が樹立され、まさにこれから和平合意をどんどん履行していこうという矢先に、7月の衝突が起きてしまいました。ただ、実際のところ我々が帰国する時には、和平合意の履行について、少しずつですが進展しているという状況でした。

次に反主流派の活動が活発な地域はこのようになっています。この北側の地域は大きくジュバから離れているので影響はありません。こちらの若干南側の地域はジュバから約160kmというところのため、少し近いですが基本的に我々はジュバで活動していますので、大きな影響等はありませんでした。

続きまして、こちらは石川次長が説明されたところと重複する箇所もありますが、 簡単にUNMISSの概要について説明致します。国際連合の概要ですが、こちらは 先程石川次長からご説明のあったとおりです。基本的には国連の目的や原則について は、記載のとおりです。現在国連の加盟国は193カ国であります。南スーダンも独 立後、2011年の7月に193番目の国として加入しております。国連の主要機関 はご覧の6つの機関から成り立っておりまして、特に我々のPKOの所掌事務を行っ ているのが事務局といわれているものです。国連には大きく3つの顔がございまして、 1つはこの総会と言われているもので、各国が協議をする場です。2つ目は15カ国 から成る安保理で、そこからの意思決定、いわゆるPKOで何をやりなさいという任 務を決定する場がこちらです。そして3つ目はこの事務局で、このような意思決定機 関から受けたものを実行する、任務を遂行するというのが、この事務局というもので す。特にその中でも国連の特にPKOの継続・準備・実施を行うというのがこのDP KOと言われているところで、これらがUNMISSに対して強い影響力を持ってい るという状況です。このスライドは先程説明がありましたが、いわゆる昔の伝統的な PKOから複合型PKOに変化しており、我々の南スーダンでの活動は複合型PKO となりました。この文民保護という言葉が皆様になかなかご理解されていないところ がありまして、実は当初南スーダンでは国造り支援ということで、我々は参加し活動 をしていました。それが先程の平成25年に情勢が一時的に悪化して以降、この任務 が文民保護という風に変わりましてこの文民保護とは何かといいますと、実際に国内 の避難民が南スーダンにはたくさんおります。難民とは違って国内に、例えばジュバ では、我々が活動している時には約4千人の避難民がいまして、そういった方たちが しっかり元の暮らしに戻れるような支援をしています。それを主体になって行うのが 文民保護といわれるものです。ですから国づくり支援というのは道路を作ったり、イ ンフラを整備したりというのが主たるものになりますが、では我々は何のために道路

整備をしているかといいますと、この文民を保護するため物資を輸送するための道路 整備、いわゆる国連や他の部隊が活動しやすいように、文民保護しやすいようにイン フラ整備を行っております。なのでUN施設においても色々インフラ整備を行ってい たり、そういったことに任務が変わってきている状況です。

続きましてUNMISSの位置付けです。こちらは先程説明がありましたのでポイントとだけ言いますと、UNMISSの中で先程予算が78億ドルと説明がありましたが、世界で今16カ所の国連ミッションが行われ、この南スーダンは2番目に大きいミッションとなっております。予算についても、78億ドルの約7分の1、約11億ドルがこのUNMISSに使われております。昨年7月の情勢悪化を受けて、400名増派するという話も出ています。そうなりますと、このUNMISSが一番大きなミッションになるかもしれないというところで、国連としても非常に重視をしているミッションであります。

続きましてUNMISSの編成です。UNMISSには事務総長特別代表を長として5つの部門から成り、そのうち日本隊はこの軍事部門司令官の下、軍事部門に属しています。日本隊を含め他の歩兵部隊もこの軍事部門にぶら下がっておりますが、実はこの隣のミッション支援部というところからタスクを付与されております。このミッション支援部は文民の方々で構成されており、我々は彼らとやり取りを行っていた状況です。

続きまして先に活動の映像を見ていただきます。今回は、資料の準備をしていませんが、日本隊は外で活動する施設の部隊、施設小隊と言われているものと、宿営地を維持したり他国軍へ給水したり、そういった支援をする本部基地隊、そして宿営地の警備を担当しております警備小隊から編成されておりまして、それらの活動を主に編集したものとなります。先に映像をご覧ください。

(約7分間動画上映)

これはジュバ市から約19㎞離れたところで活動しております。

隊員は平気そうに見えますが、非常に暑いです。

先程少し説明がありましたが、イギリスが歩兵部隊を参加させるため、その連絡要員のプレハブとかを構築したりしています。

これはミフラムという壁です。この壁で国連施設の周りを全部囲もうとしている状況です。

こちらは先程説明した宿営地を維持する本部基地隊の隊員達です。これはお風呂です。災害派遣とかでもよく陸自で使っている風呂セットです。

我々は一部音楽隊の隊員も連れて行っておりまして、こういったところに行くと音楽演奏なんかも余暇でやっております。

軍隊としては、ケニアが撤退してしまいましたので自衛隊を含め13カ国になりますが、その中で我々は交流を深める活動も行っております。

これは後ほど説明しますが、メダルパレードという、隊として1つのビッグイベントとなります。

(約7分間動画上映終了)

続きまして、活動内容について写真等で説明します。その前に派遣隊の経緯、派遣 施設隊の任務について説明いたします。自衛隊としましては平成24年1月から首都 ジュバに施設団を派遣しまして、先程説明しましたこの5次隊まで、若干6次隊も含 まれますが国造りを主体に活動しておりました。実際に25年の12月の情勢悪化を 受け、国連の方から示されたのが文民保護に資する活動となり、国造りから文民保護 の活動に移行していった状態です。隊員の派遣期間については約半年間で我々10次 要員については昨年の12月12日に半年間の任務を終えまして、11次要員へ指揮 移転を致しました。先程の映像を写真で説明をさせていただきます。上の施設、この ニフラムと呼ばれている壁を構築いたしました。大きくジュバには国連が所在するU Nハウスという施設と、我々日本隊の宿営地もありますUNトンピンという2つの地 域に分かれております。 7月の衝突事案の際に非常に流れ弾が多かったこともあり、 こういった防護壁を作り始めました。その他施設隊の活動として、コンクリートの流 し込みなど行っております。簡単にやっているように見えますが、日本のものと違う ので水の量などを工夫しながら行っていました。やはり作業中は、とても暑いです。 しかし隊員達は、作業中腕まくりもせず、作業規律を維持して作業していました。U NMISSの方からも日本隊はすごい、規律の維持が素晴らしいということを言われ ました。あとは他国部隊の敷地を整地したり、先程のニフラムの構築であったり、そ ういったところで他国のUNMISS職員との調整と対応を積極的に行っていた状況 です。こちらは、昨年の11月17日にUNMISSから付与されたタスクを平成2 4年の1次要員から数えて500個達成したときの写真です。我々10次要員は、こ のうち95の任務を達成しております。こちらの画面は、10月に実施されたUNd ayという祝賀イベントの文化紹介等の状況です。国連は、昨年創設71周年という ことで、南スーダンに展開する各国国連機関の職員とか南スーダン政府の関係者が参 加して、地域の人々と共にこの記念日を祝った時の状況です。祝賀イベントは今まで 国連の施設内で行っておりましたが、この祝賀イベントはジュバ市内の施設を自治体 から借用し、地元の方々を呼んで行われました。これらの写真のほか、その日にチャ リティーイベントとしてジュバ市内をマラソンしたりとかも行なわれました。あと日 本隊としては、太鼓演奏を披露しました。アフリカはやはり打楽器の関心が高く、太 鼓は非常にウケが良かったです。先程の映像にありました孤児院慰問ですが、我々1 0次要員も過去次要員から引き継ぎまして、3カ所の孤児院慰問を実施し信頼醸成に 努めておりました。また、先程女性隊員についてお話しましたが、左上に写っており ます女性隊員のように、我々10次要員には13名の女性隊員がおりました。女性隊 員の活躍というところでは、UNMISSからも色々な要望を受けておりました。南 スーダンという国は未だに一夫多妻制の国で、先程ご説明しましたとおり、独立する までの長年の内戦で非常に女性が虐げられてきたという状況であります。そうした中 で女性隊員が活躍するということは、南スーダンの女性に対して女性の活躍する機会 と言いますか意識を芽生えさせたいというところと、もう一つは、先程女性が重機の オペレータとして活躍したとお話ししましたが、女性が外で活動していますと、やは り子供や当然女性も寄ってきます。やはり我々むさ苦しい男ばかりですと中々寄って

きません。そういったところで女性隊員というのはUNMISSの方からもどんどん 参加させてほしいという要望がきております。この画面同様、子供達の笑顔を見ます と、逆に我々が非常に癒やされていたと言いますか、隊員達も非常に楽しみにして孤 児院慰問へ行っておりました。

こちらは文化交流会ということで、他国軍等との信頼醸成のため行われていました。 こういった交流会をとおして日本の文化も色々と体験していただきました。

これは、任務完了時に国連メダルをいただいた授与式の写真です。これがいわゆる 我々参加した隊員にとってはPKOに従事したというピースキーパーになったという 証でもあり、国連としてUNMISSとしても重視している行事です。その中でもイ ベントを色々とやっておりまして、せっかく北海道から赴いた部隊ですので、よさこ いを練習していきましたが、あまりウケませんでした。

次の画面は10月に稲田防衛大臣が来訪された時のものです。当然南スーダン政府の閣僚の方や国連事務総長特別代表とお会いしていただいたり、隊員に対して激励をしていただいたりしましたので、非常に我々の士気が上がりました。これはあまり報道されておりませんが、7月の情勢悪化以降にアフリカ域外のいわゆる他国、アフリカ諸国以外の国の閣僚の方で、一番初めに訪れたのが稲田大臣でした。これは南スーダン政府としても、情勢が悪化してあれこれ言われることを払拭していただいたというか、南スーダン政府のイメージアップにもなりまして、我々日本隊に対しても安全確保という観点では非常に助かりました。本当に来ていただいてよかったなと思っております。

以上について説明の方は終わります。最後に参加した隊員達ですが、私の聞いてる限り無事に帰国したこともあると思いますが、参加してよかったと言ってくれています。あと目に見える形で、日本国の代表として現地で活動できるということは、南スーダンの平和と安定、それがアフリカの安定、国際社会の安定となり、さらに国益に繋がるということを意識しながら、我々も活動していたところであります。

本日は短い時間でしたが、これにて説明を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【質疑】

質 問 1 : 国連 P K O 活動について説明は色々ありましたが、日本は結局何を求められているのでしょうか。

石川次長: 先程ご説明した資料の中にもありましたが、今のPKOというのは伝統的な停戦監視に加えて、施設や輸送、通信、医療、色々な行政アドバイスなど、非常に多様な役割を求められており、非常に沢山の国がPKO活動に参加しております。例えば南スーダンで言えば60か国ぐらい参加しております。個人派遣も部隊派遣も含めて非常に多くの国が参加しており、皆それぞれ強みがあります。例えば、歩兵を出したいという国も多いです。「歩兵を出して治安維持をさせてください、なぜなら自分たちはそれが得意で、日本のように施設とか輸送とかは不得意ですから」と。そういう国も結構沢山あります。他方で日本は、歴史的にも施設や輸送分野において非常に

大きな実績を挙げてきました。それから医療を行ったこともございます。 給水とか生活物資の配布も得意です。ですから、国連はそれぞれ適材適所 というか、国も同じで、歩兵が得意な国には歩兵をやってもらい、施設や 輸送ですとか被災民支援や後方支援が得意な国はそれをやってもらいます。 高い技術を持った分野で、それぞれの国に参加してもらっております。得 意分野であるということは最も効果的な活動ができるということです。日 本は施設、輸送分野に非常に技術やスキルを持っていますので、国連から はそういったものが求められております。勿論、日本が手を挙げて歩兵に 参画したいですと言えば、そういうこともあるかもしれませんが、非常に 多くの国のそれぞれの得意分野、それは歴史的にかなり固まっております。 ですから、私の見積もりでは、日本は今まで技術を確立してきた分野があ り、引き続き高い技術を維持している施設とか輸送とか後方支援、被災民 支援において、国民のコンセンサスがあると私は思っております。そういっ た部分を引き続き、求められておりますし、これからも参加していくべき だと思っております。それから、他方でこういうこともやっております。 国連のミッションにそのまま参加するだけではなく、アフリカの国々とい うのは、例えば施設とか輸送の技術が低いところもあります。そういった ところは、「今歩兵を出していますけど、将来は施設の分野で出したい」と いうことで、何とか技術のスキルアップを日本にしてくれないかと申し出 てくる国があります。そういう国を助けてあげることを能力構築支援と言っ ておりますが、例えばアフリカのケニアに自衛官を去年派遣しました。 2 0名~30名程度を派遣し、ケニア軍の施設分野をスキルアップしてあげ ます。そうすることによって、やがてケニア軍がそういった分野でも参加 できるようになります。こういった能力構築支援という面でも日本として の役割が大いにあると思っています。

質 問 2 :参加5原則の考えがよくわかりません。

また、現場の声が東京に届いていないのではないでしょうか。例えば公開された日報では戦闘と言われていますのに、国会答弁では武力衝突というのが使われていたりと、本当に現場の声が東京へきちんと届いているのでしょうか。

石川次長:それについて申し上げますと、参加5原則は憲法との関係を決める重要な原則でありまして、それは法定されたものです。ですから法律はやはり当然守らなければいけませんので、参加5原則について、きちんと我々は見ているつもりです。停戦合意とか受入れ同意とか中立性とかそれが破られた場合の撤収、必要最小限の武器使用というのは、これはきちんと見ております。かつ現場の声は声として、現場の部隊は法律事務所ではありませんので、見たままを報告するのが良いと思います。他方でやはり法律について議論するときは、厳密に法律の用語を使うのが正しい議論だと思います。法律の議論をするのに法律用語を使わないのは、それはそれで混乱が

起きてしまいますので、やはりきちんと法律上の要件を満たすか満たさないかを判断するためにも法律用語を使うというのが原則です。それから、現場の声がきちんとというのは、これは勿論きちんと届いております。日々、何があってもなくてもきちんと東京に報告されておりまして、縦にも横にもきちんとした連絡が行われております。そういう意味で東京と現場部隊との間で齟齬はないというのが、私の持っている感想であります。私からは以上です。

中力1佐:いただいた質問の中で、中央で色々と取りざたされていることを質問されておりますが、これについては申し訳ありませんが、立場上お答えについては差し控えさせていただきます。やはり今、11次要員が活動しておりますので、国会等で言われているようなことについては、すみませんがコメントを差し控えさせていただきます。

それでは、その他で多かった質問についてお答えします。

- 質 問 3 : 地元の現地の方との交流、また避難民が帰ってきた後はどうなっているのでしょうか。
- 中力1 佐:1つ説明していないことがありまして、7月の情勢悪化まではJICAが活動していました。今まで過去、自衛隊は避難民、文民保護のためにオールジャパン案件と言われてる、JICAと外務省・防衛省が連携して、例えば現地で自衛官が技術を色々教えるというJICAのプロジェクトがありました。そこで、日本でいいますと専門学校のようなもの、専門的なことを教える学校を現地で開き、自衛官が講師として色々教え、そういったところで就職を見つけてきていました。例えばジュバでは、我々もパンを購入しておりましたが、そのパンを焼く技術や売る知識、そういったものは全てJICAが支援をして実際に職業を見つけてあげておりました。そのプロジェクトにおいて、我々は現地の人と交流が本来はあったところでしたが、7月の情勢悪化後、それができなくなっていたという状況です。
- 質 問 4 : 現地隊員の食事や余暇、仕事以外ではどのようなことをしているのでしょ うか。
- 中力1佐:まず食事については、我々隊員が食事を作っておりました。ただ食材が南スーダンのものを食べると絶対に食中毒というか腹痛を起こしますので、生野菜が食べられませんでした。全く6ヶ月間生野菜が食べられず、ほとんどボイルで野菜を取っていました。大きく食材は南スーダンで調達するもの、国連から支給されるもの、あと日本から送ってきてもらうものということで、特に魚が全然食べられなく、魚については真空パックのさんまとか鮭とかそういったものしか食べられませんでした。あと肉も国連から貰っておりましたが、やはり向こうの牛肉というのは非常に固いです。そういったところで食生活の面では隊員もだいぶ苦労したのではないかと思っ

ております。それと余暇は色々と過ごしておりましたが、さっき一部動画であった音楽演奏とか、あと隊員も駆け足というか運動をやっておりました。本当はUNの施設外も走らせたかったのですが、事故とかに巻き込まれると困るのでUNの施設内だけで運動させていました。それと、非常に有り難いお話ですが、防衛省から家族との電話などで、全員のスマホにWi-Fi機能を付けていただきました。家族とのやり取りを、LINEですとかインターネット等を使用してやり取りすることができました。私は派遣期間中、隊長として特に気を遣ったのが、隊員のご家族の面でした。情勢が悪化し、色々な報道がなされておりましたので、隊員のご家族が1番心配されていると思い、特に気を遣っておりました。そういったなかで、防衛省のほうから家族との通信という部分は、非常に配慮していただきました。隊員も当初は家族が色々と心配していたといったところもありましたが、憂いなく家族と連携しながらやっていけました。これが私の派遣期間中の6ヶ月間、家族との連携の面で陸上自衛隊としても教訓が残せたと思っております。以上であります。

以上